

# ICTを活用したモデル工事 FAQ

※最新のFAQはHPにて確認ください。(都度更新予定)

No.	質問	回答	更新日
1	「導入型ICT活用工事」を適用できる工種は？	1,000m3未満の土工を含む工事に適用できます。	R8.7.1
2	「導入型ICT活用工事」とは何か？	<p>導入型ICT活用工事とは、ICT施工を現場に普及させるために、部分的・段階的にICT技術を取り入れる工事です。</p> <p>導入型(全面活用型)→ 従来の土工(1,000m3未満)と同一            導入型(ステップアップ型)→ 新規追加(活用区分8)            導入型(ファーストステップ型)→ 新規追加(活用区分9)</p> <p>ステップアップ・ファーストステップ型は、3次元データ作成が不要な簡易ICT技術を適用する工種であり、ICT未経験企業または導入初期段階の企業でも取り組みやすい点が大きな特徴です。</p>	R8.7.1
3	導入型ICT活用工事において、起工測量や出来形管理ではどのようなICT機器を使うことができるのか？	<p>&lt;ICT土工:導入型(全面活用型)&gt;  <b>【起工測量】</b>            ・TS(光波方式)、TS(ノンプリズム方式)、RTK-GNSS            ・無人航空機(UAV)、地上型レーザースキャナー(TLS)            ・地上移動体搭載型レーザースキャナー            ・無人航空機搭載型レーザースキャナー等</p> <p><b>【出来形管理】</b>            ・TS(光波方式)、TS(ノンプリズム方式)、RTK-GNSS            ・モバイル端末(スマホ、タブレット)等</p> <p>&lt;ICT土工:導入型(ステップアップ・ファーストステップ型)&gt;  <b>【起工測量】</b>            ・TS(光波方式)、TS(ノンプリズム方式)、RTK-GNSS等</p> <p><b>【出来形管理】</b>            ・TS(光波方式)、TS(ノンプリズム方式)、RTK-GNSS            ・モバイル端末(スマホ、タブレット)等</p>	R8.7.1
4	導入型ICT活用工事において3次元マシンコントロール、3次元マシンガイダンスを活用しても良いのか？	<p>&lt;ICT土工:導入型(全面活用型)&gt;            3次元マシンコントロールや3次元マシンガイダンス技術を活用したICT建設機械を活用することが可能です。</p> <p>&lt;ICT土工:導入型(ステップアップ型)&gt;            2次元マシンガイダンス建設機械による施工を行う区分であり3次元マシンコントロール、3次元マシンガイダンス建設機械による施工を対象としていません。            3次元マシンコントロール、3次元マシンガイダンス建設機械を活用したICT建設機械を使用するためには、3次元データ作成が必要となります。</p> <p>&lt;ICT土工:導入型(ファーストステップ型)&gt;            ICT建設機械を使用しない工種のため活用不要です。</p>	R8.7.1
5	2次元マシンガイダンス(MG)とはどのようなICT建機か？	3次元設計データを必要とせず、刃先を基準に「勾配・高さ・深さ」を設定して、掘削を行う建機です。 既存のバックホウに2次元マシンガイダンス用のセンサーを設置し、ICT施工を行うことが可能です。	R8.7.1
6	ICT活用区分の変更はどの段階で協議するのか？	工事着手前協議において、受発注者間でICT活用区分について協議してください。(どの発注方式でも同様の取り扱い)	R8.7.1
7	発注方式の違いにより、ICT関係の経費計上はどのように取り扱われるのか？	<p>&lt;発注者指定型&gt;            工事発注時にICTの活用区分1(全施工プロセス)を前提とした経費を計上します。            活用区分を変更した場合は、変更契約時に活用区分2～6に応じて必要な経費を計上します。</p> <p>&lt;施工者希望型&gt;            工事発注時は、従来の積算基準を用いることとし、ICTに関する経費は計上しません。            変更契約時に活用区分1～9に応じて必要な経費を計上します。</p> <p>&lt;申し入れ型&gt;            変更契約時に活用区分1～9に応じて必要な経費を計上します。</p>	R8.7.1

## ■ ICTを活用したモデル工事 FAQ

※最新のFAQはHPにて確認ください。(都度更新予定)

No.	質 問	回 答	更新日
8	「申し入れ型」はどのような工事でも適用できるのか？	「ICTを活用したモデル工事実施要領」第4条にて記載されている工種が対象となります。	R8.7.1
9	1,000m <sup>3</sup> 以上の土工を含む工事は、必ず発注者指定型で発注しなければならないのか？	1,000m <sup>3</sup> 以上の土工を含む工事は、発注者指定型により発注することを原則とします。 ただし、ICT施工技術を活用が困難な建設現場など、現場条件に応じて実施の可否を決定してください。	R8.7.1
10	施工箇所が点在する工事において、各工事ごとの土量の合計が1,000m <sup>3</sup> 以上となる場合、発注者指定型、施工者希望型のどちらを選択すればよいか？	1,000m <sup>3</sup> 以上の土工とは、連続する一連の工事箇所を単位とし、施工箇所が点在する場合は、「 <u>点在箇所ごとの土量</u> 」で判断してください。  (例1)2,600m <sup>3</sup> (1工区:2,000m <sup>3</sup> 、2工区:600m <sup>3</sup> )の場合 1工区のみ経費補正の対象として「発注者指定型」とする ⇒受注者から申し入れがあれば2工区も変更計上可能 (例2)1,100m <sup>3</sup> (1工区:800m <sup>3</sup> 、2工区:300m <sup>3</sup> )の場合 連続する一連の工事であれば「発注者指定型」とする 施工箇所が点在している場合は「施工者希望型」とする	R8.7.1
11	災害復旧事業でICT施工に係る経費は計上が可能なのか？	災害復旧事業でICT施工に係る経費は計上は可能です。 ただし、災害査定において認められた場合に限りです。	R8.7.1
12	ICTを活用したモデル工事実施要領の対象にない工種・工法においてICTを活用した場合、ICT活用工事となるか？	可能な限りICTを活用することは問題ございませんが、「ICT活用工事実施要領」第4条に記載のない工種においては、本要領の対象外です。	R8.7.1
13	ICT舗装工(路盤工)は、「ICTを活用したモデル工事実施要領」第4条において、施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合に適用できると規定されている。不陸整正、上層路盤工及び下層路盤工の施工面積の合計が2,000m <sup>2</sup> 以上となる場合はどのように取り扱うか？	不陸整正、上層路盤工及び下層路盤工の施工面積を合計して2,000m <sup>2</sup> 以上となる場合は、ICT舗装工(路盤工)の対象となります。	R8.7.1